

学 則

名古屋短期大学 学則

(昭和30年4月1日制定)

[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正、令和7年4月1日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、信念ある人を育成することを教育理念として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。

- 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。
- 3 卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針について別に定める。

第2章 自己評価等

(大学評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 大学評価に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については、別に定める。

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	200人	400人
現 代 教 養 学 科	50人	100人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、4年を超えて在学することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季、夏季、冬季休業日

(4) 桜花学園の創立記念日 6月10日

2 前項第3号の休業日は別に定める。

3 第1項及び第2項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第9条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

- 2 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(教職課程等の授業科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門科目を置く。

- 2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(履修登録)

第11条 学生は、毎学期の当初に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第12条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディア（ＩＣＴ）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディア（ＩＣＴ）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもつ

て1単位とする。

- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(単位の授与)

第15条 1授業科目を履修した者に対しては、試験の上所定の単位を与える。

ただし、前条2項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第16条 成績は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、合否判定のみが行われる科目では、合格の場合の評価を「認」とする。

- 2 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評 点	評 価
100 — 90 点	秀
89 — 80 点	優
79 — 70 点	良
69 — 60 点	可
59 — 0 点	不可

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第17条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を限度として単位を与えることができる。

- 2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合においても準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第18条 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第19条 入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目的単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により履修したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。
- ただし、第17条第2項により本学においてみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第20条 学生が職業を有している等の事情により、第5条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長はその計画的な履修を認めることがある。
- 2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第6章 入学、再入学、転入学、休学、転科、退学、除籍及び復籍

(入学の時期)

- 第21条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

- 第22条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、18歳に達し、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の志願手続）

第23条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 第22条に該当することを証明する書類、又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長、若しくはこれに類する者の作成した調査書

（入学者の選考）

第24条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

- 2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第25条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は正当な理由がなく、前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

（保証人）

第26条 保証人は、入学者にかかる一切の責任を負うことのできる者でなければならぬ。

- 2 本人若しくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（再入学・転入学）

第27条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者旣に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

（休　学）

第28条 疾病又はやむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上修学することのできない

者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を添付しなければならない。その他の理由による休学願には理由書等の提出を求めることがある。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年内の期間に限り休学を許可することがある。休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は第5条のただし書きの在学年数には算入しない。
- 5 休学期間中は授業料等の徴収はしない。

(復 学)

第29条 休学期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は復学願を提出し、学長にその許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転 科)

第30条 転科を希望する者には、審査の上、教授会の議を経て、学長が許可するがある。

- 2 転科に関して必要な事項は別に定める。

(退 学)

第31条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除 籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (2) 第27条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく、授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (5) 在籍中に死亡した者

(復 籍)

第33条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍をされた者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

第7章 卒業等

(卒 業)

- 第34条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上のうち、第13条第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。
 - 3 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認め、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状等の取得)

- 第35条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保 育 科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める別表3の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める別表4の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

- 第36条 学長は、教授会の議を経て、他の模範となる学生を表彰することがある。

(懲 戒)

- 第37条 学長は、教授会の議を経て、教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがある。
- 2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 授業料、入学金及び入学検定料等

(納付金)

- 第38条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等(以下「授業料等納付金」という。)の額は、別表5のとおりとする。
- 2 授業料等納付金は、前期(納付期間4月)及び後期(納付期間10月)に分けて納付しなければならない。
 - 3 授業料等の納付手続等については、別に定める。
 - 4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

- 第39条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。
- 2 教職員に関する規程は、別に定める。
 - 3 本学は、教育及び学術上功績があった者に名誉教授の称号を授与することができる。
 - 4 名誉教授称号授与に関する規程は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

- 第40条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は学長、教授、准教授及び助教をもって組織する。

(教授会の招集)

- 第41条 教授会は学長が招集する。

(教授会の審議事項)

- 第42条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定するにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に定めるものほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が、教授会の意見を聴くことが必要と認めるもの
- 2 教授会は前項に定めるもののほか、教育研究に関する次の事項を審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。
- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 休学、転科、退学、除籍、復籍等に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) 自己点検評価に関する事項
 - (9) その他教育研究上必要と認める事項

第12章 専攻科

(専攻科)

第43条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。
- 保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うことを教育目的とする。

- 3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	80人

- 4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

(専攻科の入学資格)

第44条 本学の専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力

があると認めた者

(専攻科の教育課程)

第45条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第46条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定めるところにより、保育専攻46単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
- 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位及び免許状等の取得)

第47条 専攻科を修了し、学校教育法第104条第4項及び学位規則の定めるところにより所定の要件を充たした者は、学士の学位を取得することができる。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第48条 本学の専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表5のとおりとする。

(その他)

第49条 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第50条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第51条 本学の特定授業科目の聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が聴講生としての身分を与えることがある。

2 瞬講生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第52条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第15章 研究所

(研究所)

第54条 本学に研究所を置く。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 雜則

(委任)

第56条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則（学生定員、教育課程、授業期間及び単位の授与の変更並びに長期履修学生及び聽講生の創設）は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する学生定員は、令和5年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現代教養学科	80人	185人

2. この学則（目的の変更並びに入学志願者の資格の変更、及び学生定員の変更）は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条及び第43条に規定する学生定員は、令和6年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	200人	440人
英語コミュニケーション学科	50人	130人
現 代 教 養 学 科	50人	130人

第43条

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	60人
専攻科英語専攻	7人	14人

3. この学則（条数の変更）は、令和6年4月1日から施行する。

4. この学則（英語コミュニケーション学科の学生募集停止及び専攻科英語専攻の学生募集停止に係る変更）は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する学生定員は、令和7年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	200人	440人
英語コミュニケーション学科	0人	50人
現 代 教 養 学 科	50人	130人

5. この学則（学則の整備）は、令和7年4月1日から施行する。

別表1-1

保育科

区分	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
		必修	選択		
基礎教育科目	英語		1	10	IIを選択する場合はその科目のIを選択する
	保育の英語		1		
	韓国語 I		1		
	韓国語 II		1		
	ポルトガル語 I		1		
	ポルトガル語 II		1		
	中国語 I		1		
	中国語 II		1		
	情報処理演習 I		2		
	情報処理演習 II		2		
専門門	スポーツ健康論		1	2	IIを選択する場合はその科目のIを選択する
	スポーツ		1		
	日本国憲法		2		
	日本語表現	2			
	教養数学		2		
	他学科開放指定科目		6		
	小計	2	24		
			10		
	保育原理	2			
	教育原理	2			
教育科	子ども家庭福祉		2	3	3科目単位
	社会福祉		2		
	子ども家庭支援論		2		
	社会的養護 I		2		
	社会的養護 II		1		
	保育者論		2		
	教育関係法規		2		
	保育の心理学		2		
	特別支援教育論		1		
	幼児理解の理論と方法		1		
育	幼児教育相談		1	7	7
	子ども家庭支援の心理学		2		
	子どもの保健		2		
	子どもの食と栄養	2	2		
	保育カリキュラム論		2		
	保育内容総論	2			
	保育内容指導法「生活と健康」		2		
	保育内容指導法「生活と人間関係」		1		
	保育内容指導法「生活と環境」		1		
	保育内容指導法「生活と言葉」		1		
日	保育内容指導法「生活と表現」		1	2	2
	幼児教育指導法		2		
	子どもと健康 I		2		
	子どもと人間関係		1		
	子どもと環境		1		
	子どもと言葉		1		
	子どもと表現		1		
	保育の音楽 I		2		
	保育の音楽 II		2		
	子どもと音楽表現		2		
目	子どもと造形表現 I		2	2	2
	子どもと造形表現 II		2		
	子どもと健康 II		1		
	児童文化		2		
	音楽劇		2		
	食育		1		
	私たちの地球について考える		2		
	乳児保育 I		2		
	乳児保育 II		1		
	子どもの健康と安全		1		
日	障害児保育		2	2	2
	海外の保育と英語		2		
	インクルーシブ保育の理論と方法		1		
	多文化共生保育		1		
	病児保育と救命法		1		
	保育実践探究入門		1		
	教育実習 I (事前・事後指導)	1	1		
	教育実習 II (事前・事後指導)		1		
	教育実習 I	1			
	教育実習 II		3		
日	教育実習 I A (事前・事後指導)		1	2	2
	教育実習 I B (事前・事後指導)		1		
	教育実習 II (事前・事後指導)		1		
	保育実習 I (保育所)		2		
	保育実習 I (児童福祉施設)		2		
	保育実習 II		2		
	保育基礎演習 I	2			
	保育基礎演習 II	2			
	保育実践演習 I	2			
	保育実践演習 II	2			
合	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	2	55	
	小計	20	81		
合計		22	105	65	

別表1-2

現代教養学科

区分	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
		必修	選択		
基礎教養科目	キャリアデザインⅠ	2		2	7
	キャリアデザインⅡ	2		2	
	教養演習Ⅰ	2		2	
	教養演習Ⅱ	2		2	
	日本語表現A	2		2	
	日本語表現B	2		2	
	コンピュータ演習A	1		1	
	コンピュータ演習B	1		1	
	卒業研究	2		2	
	CAD演習	1			
	ITバスケットボール入門	2			
	ウェブプログラミング	2			
	ビジネスアシスタンス概論	2			
	ビジネスコミュニケーション	2			
心理・人間文化	簿記A	2			7
	簿記B	2			
	医療実務A	2			
	医療実務B	2			
	コミュニケーションの心理	2			
	カウンセリング入門	2			
	心理学	2			
	人間関係と恋愛の心理	2			
	ポピュラーカルチャー論	2			
	ジンバードとセクショナリティ	2			
	身体と表現	1			
	多文化社会論	2			
	日本の文学	2			
	英語圏の文化と文学	2			
専門教養科目	データベース入門	2			7
	データベース入門	2			
	Excel演習	1			
	ワードとExcel実践	1			
	Excelプログラミング	1			
	映像メディア論	2			
	SNSコミュニケーション	2			
	ウェブサイト	1			
	データベース	1			
	経済学	2			
	法字	2			
	現代の経営	2			
	マーケティング	2			
	国際経済入門	2			
韓国	ビジネスマナー	2			7
	エライン・ボスピタリティ	2			
	事務管理	2			
	現代の労働法	2			
	みんなのスポーツ	1			
	野外活動論	2			
	人間と健康	2			
	運動の科学	2			
	安全な生活と危機管理	2			
	食生活・健康づくり	2			
	福祉スポーツ	2			
	社会福祉概論	2			
	韓国語・韓国文化ⅠA	1			
	韓国語・韓国文化ⅠB	1			
	韓国語・韓国文化ⅡA	1			
	韓国語・韓国文化ⅡB	1			
英語	实用韓国語A	2			7
	实用韓国語B	2			
	K-POPダンス	1			
	Kカルチャー論	2			
	K文学	2			
	韓国社会論	2			
	韓国研修	2			
	Intensive English A	2			
	Intensive English B	2			
	Advanced English A	2			
	Advanced English B	2			
	实用英語ⅠA	2			
	实用英語ⅠB	2			
	实用英語ⅡA	2			
	实用英語ⅡB	2			
外国語	ことばくじゅる	2			7
	中国語・中国文化ⅠA	1			
	中国語・中国文化ⅠB	1			
	ポルトガル語・ブラジル文化ⅠA	1			
	ポルトガル語・ブラジル文化ⅠB	1			
	国内研修	2			
	海外研修S	1			
	海外研修M	2			
	海外研修L	4			
	NPO・インターナショナル	1			
	NPO・インターナショナル	1			
	企業インターナショナル	1			
	病院インターナショナル	2			
	病院インターナショナル	2			
	ホテルインターナショナル	2			
その他	キャリア支援	8			7
	他学科開放指定科目	6			
	合計	16	156	70	

専門教養科目である「心理・人間文化」「デジタル・メディア」「ビジネス」「健康・生活」「英語コミュニケーション」の6科目において、それぞれ3単位以上、合計で12単位以上を修得すること。

別表2

専攻科保育専攻

区分	授業科目	単位数		修了要件 単位数	備考
		必修	選択		
基礎	ことばの世界		2		
	ジェンダー論		2		
	環境の科学		2		
専攻科	専攻科ゼミナールA	1		1	
	専攻科ゼミナールB	1		1	
	専攻科ゼミナールC	1		1	
	専攻科ゼミナールD	1		1	
専攻科目	English for Children I		2		
	English for Children II		2		
専門科目	保育研究法I	2		2	
	保育研究法II	2		2	
	保育の理論と実践I	2		2	
	保育の理論と実践II	2		2	
	障害児福祉特論		2		
	教育原理特論		2		
	多文化共生研究特論		2		
	発達心理学特論		2		
	保育者特論		2		
	幼児と環境特論		1		
	幼児と言葉特論		1		
	乳児保育特論		2		
	保育内容特演(環境)		2		
	保育内容特演(言葉)		2		
	幼児音楽特演I		1		
専門科目	幼児音楽特演II		1		
	幼児造形特演I		1		
	幼児造形特演II		1		
	幼児体育特演I		1		
	幼児体育特演II		1		
	情報処理特演		2		
	保育内容総論特演		2		
	子育て支援特演		2		
	保育特別実習	6		10	
	保育特別実習指導	4			
学修総まとめ	学修総まとめの基礎I	2			
	学修総まとめの基礎II	2			
	学修総まとめ	4			
合計		30	40	46	

別表3

・保育科
幼稚園教諭2種免許

科 目 区 分	授 業 科 目 名	単 位		備 考
		必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	子どもと健康 I	2		
	子どもと健康 II	1		
	子どもと人間関係	1		
	子どもと環境	1		
	子どもと言葉	1		
	子どもと表現	1		
	子どもと音楽表現	2		
	子どもと造形表現 I	2		
	子どもと造形表現 II	2		
	保育内容総論	2		
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容指導法「生活と健康」	2		
	保育内容指導法「生活と人間関係」	1		
	保育内容指導法「生活と環境」	1		
	保育内容指導法「生活と言葉」	1		
	保育内容指導法「生活と表現」	1		
	保育内容指導法「表現」	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2		
	幼児理解の理論及び方法	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1		
	幼児教育相談	1		
教育実践に関する科目	教育実習 I（事前・事後指導）	1		
	教育実習 II（事前・事後指導）	1		
	教育実習 I	1		
	教育実習 II	3		
	教職実践演習	2		
大学が独自に設定する科目	児童文化	2		
	保育の音楽 I	2		
	保育の音楽 II	2		
	音楽劇	2		
	食育	1		
	私たちの地球について考える	2		

幼稚園教諭2種免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法に掲げる科目のほか、同法施行規則の定めるところにより下記の科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。

科 目 区 分	授 業 科 目 名	単 位		備 考
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	スポーツ健康論	1		
	スポーツ	1		
外国語コミュニケーション	英語	1		2単位選択必修
	保育の英語	1		
	韓国語 I	1		
	韓国語 II	1		
	ポルトガル語 I	1		
	ポルトガル語 II	1		
	中国語 I	1		
	中国語 II	1		
教理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報処理演習 I	2		2単位選択必修
	情報処理演習 II	2		

備 考

1 幼稚園教諭2種免許状の授与を受けるためには、必修科目単位と併せて「大学が独自に設定する科目」または、最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「教育実習」で合計31単位以上修得

別表 4

保育士資格に関する授業科目（再掲）

区分	授業科目	単位数	要修得 単位数	備考
		開講		
基礎	情報処理演習Ⅰ	2	6	
	情報処理演習Ⅱ	2		
	日本国憲法	2		
	異文化研究	2		
	日本語表現	2		
	教養数学	2		
教育	英語	1	2	
	保育の英語	1		
	韓国語Ⅰ	1		
	韓国語Ⅱ	1		
	ポルトガル語Ⅰ	1		
	ポルトガル語Ⅱ	1		
科目	中国語Ⅰ	1	10	
	中国語Ⅱ	1		
	スポーツ健康論	1		
	スポーツ	1		
	小計	22		
専門	保育原理	2	2	
	教育原理	2		
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉	2		
	子ども家庭支援論	2		
	社会的養護Ⅰ	2		
	保育者論	2		
	保育の心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学	2		
	幼児理解の理論と方法	1		
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養	2		
	保育カリキュラム論	2		
	保育内容総論	2		
	保育内容指導法「生活と健康」	2	6	
	保育内容指導法「生活と人間関係」	1		
	保育内容指導法「生活と環境」	1		
	保育内容指導法「生活と言葉」	1		
	保育内容指導法「生活と表現」	1		
	子どもと健康Ⅰ	2		
教養	子どもと人間関係	1	6	
	子どもと環境	1		
	子どもと言葉	1		
	子どもと表現	1		
	乳児保育Ⅰ	2		
	乳児保育Ⅱ	1		
育成	子どもの健康と安全	1	3	
	障害児保育	2		
	特別支援教育論	1		
	社会的養護Ⅱ	1		
	幼児教育相談	1		
	保育実習Ⅰ（保育所）	2		
科目	保育実習Ⅰ（児童福祉施設）	2	4	
	保育実習Ⅰ A（事前・事後指導）	1		
	保育実習Ⅰ B（事前・事後指導）	1		
	保育実践演習Ⅰ	2		
	保育実践演習Ⅱ	2		
	幼児教育指導法	2		
科目	児童文化	2	9	この分野から9単位以上取得のこと。 ただし、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅱ（事前・事後指導）は選択必修とする。
	保育の音楽Ⅰ	2		
	保育の音楽Ⅱ	2		
	子どもと音楽表現	2		
	子どもと造形表現Ⅰ	2		
	子どもと造形表現Ⅱ	2		
科目	子どもと健康Ⅱ	1	2	
	音楽劇	2		
	食育	1		
	私たちの地球について考える	2		
	保育実習Ⅱ	2		
	保育実習Ⅱ（事前・事後指導）	1		
合計	小計	81	69	
	合計	103	79	

別表 5

(保育科・現代教養学科共通)

(単位：円)

	納付金額	備考
入学検定料	35,000	
入学金	200,000	
授業料	(年額) 732,000	
教育充実費	(年額) 352,000	
実習費	(年額) 30,000	保育科のみ
演習教材費	(年額) 20,000	現代教養学科のみ

長期履修学生（現代教養学科のみ）

(単位：円)

3年履修	1年目	2年目	3年目
授業料	488,000	488,000	488,000
教育充実費	235,000	234,500	234,500
演習教材費	14,000	13,000	13,000

4年履修	1年目	2年目	3年目	4年目
授業料	366,000	366,000	366,000	366,000
教育充実費	176,000	176,000	176,000	176,000
演習教材費	10,000	10,000	10,000	10,000

(注)

1. 授業料等納付金については、入学時に定められた金額を徴収する。
2. 社会人入学制度によって入学した者の授業料及び教育充実費については、半額とする。
3. 同窓入学制度入学者及び同学園から入学した者の入学金は、半額を免除する。
4. 修業年限を超えた者の授業料等納付金については、別に定める。

(専攻科)

(単位：円)

	納付金額	備考
入学検定料	35,000	
入学金	280,000	本学卒業生については免除
授業料	(年額) 366,000	
教育充実費	(年額) 140,000	
実習費	(年額) 30,000	

(注)

1. 授業料等納付金については、入学時に定められた金額を徴収する。
2. 修業年限を超えた者の授業料等納付金については、別に定める。